

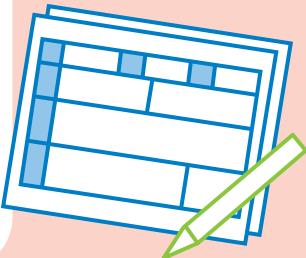
マニフェスト制度を 正しく運用していますか？

マニフェスト(産業廃棄物管理票)とは

産業廃棄物の処理を委託する際に、その種類や数量、処理業者名等を記載する管理票のことです。産業廃棄物の引渡しと同時に排出事業者が交付し、廃棄物と併せて収集運搬業者、処分業者へと渡っていきます。

マニフェストを利用してすることで、産業廃棄物の処理の流れを把握することができ、廃棄物が適正に処理されたことが確認できます。

なお、産業廃棄物の処理を委託するときは、予め書面による委託契約の締結が必要です(マニフェストの交付をもって委託契約書に代えることはできません。)。



産業廃棄物の適正な処理を確保するため、マニフェスト制度を 正しく運用しましょう !!

マニフェストに関する義務違反に対する罰則

マニフェストに関する義務に違反した場合、 次のとおり罰則の適用を受けます。

- ・マニフェストを交付しなかった
- ・マニフェストに必要事項が記載されていなかった
- ・マニフェストに虚偽の記載をした
- ・マニフェストの写しを送付しなかった
- ・マニフェスト又はその写しを5年間保存しなかった
- ・運搬又は処分の受託をしていないにもかかわらず、虚偽のマニフェストを交付した
- ・マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けた
- ・運搬又は処分を終了していないにもかかわらず、マニフェストの写しを送付した

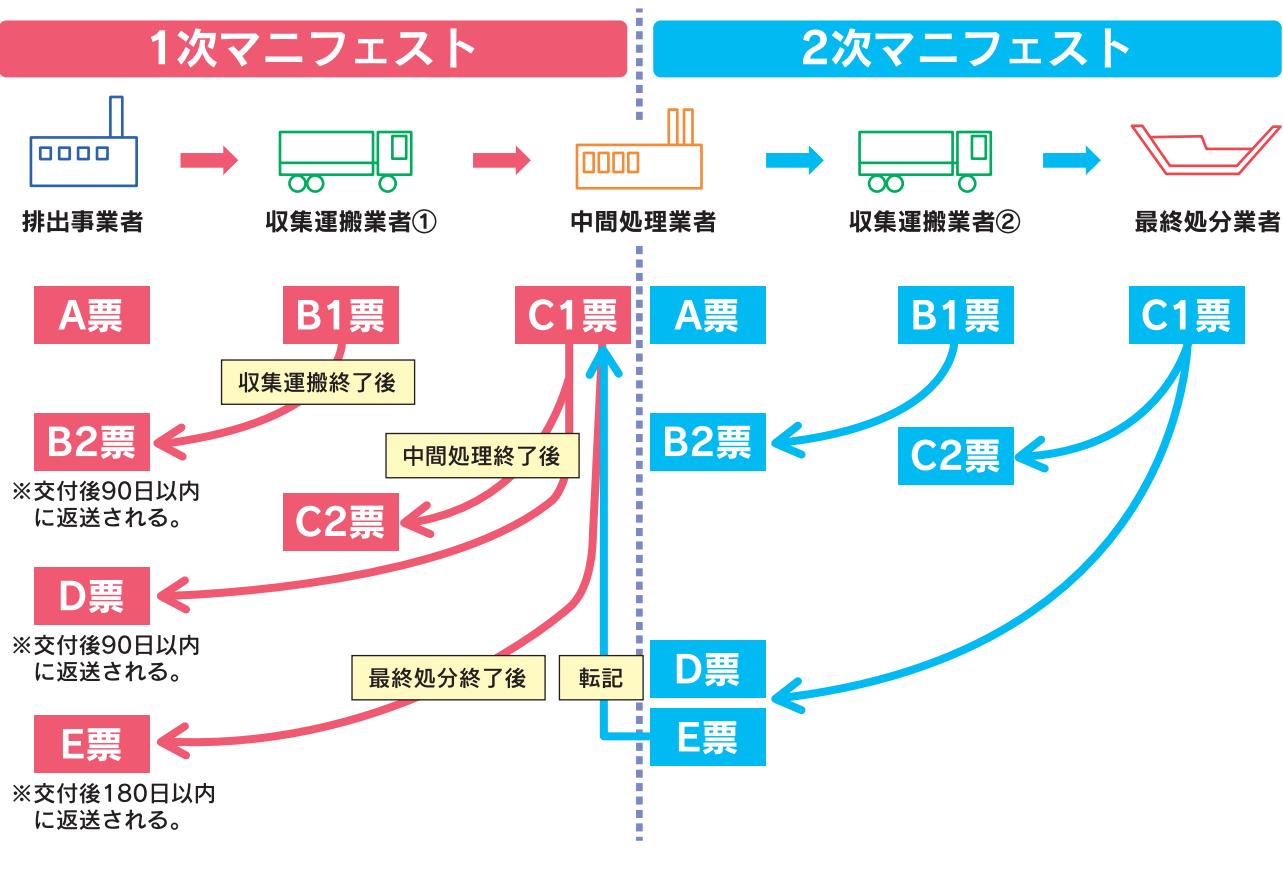
6ヶ月以下の懲役
又は
50万円以下の罰金



マニフェストの流れ

一般的な交付等の手順

※(公社)全国産業廃棄物連合会発行のマニフェストを使用した場合の例を示しています。



- (1) 排出事業者は、マニフェストに必要事項を記載し、収集運搬業者①にA～E票を交付する。
- (2) 収集運搬業者①は、『氏名又は名称』及び『運搬担当者名』を記載し、受領印を押印した後、A票を排出事業者に渡す。
- (3) 収集運搬業者①は、運搬終了後、『運搬終了年月日』を記載し、中間処理業者にB1～E票を回付する。
- (4) 中間処理業者は、『氏名又は名称』及び『処分担当者名』を記載し、受領印を押印した後、B1票、B2票を収集運搬業者①に渡す。
- (5) 収集運搬業者①は、B2票を排出事業者に返送する。
【運搬終了後10日以内・1次マニフェスト交付後90日(特別管理産業廃棄物の場合は60日)以内】
- (6) 中間処理業者は、中間処理終了後、『処分終了年月日』を記載し、C2票を収集運搬業者①に、D票を排出事業者に返送する。
【処分終了後10日以内・1次マニフェスト交付後90日(特別管理産業廃棄物の場合は60日)以内】
- (7) 中間処理業者は、排出事業者として2次マニフェストを収集運搬業者②に交付する(手順は(1)～(5)と同様)。
- (8) 最終処分業者は、最終処分終了後、必要事項を記載し、C2票を収集運搬業者②に、D、E票を中間処理業者に返送する。
【処分終了後10日以内・2次マニフェスト交付後90日(特別管理産業廃棄物の場合は60日)以内】
- (9) 中間処理業者は、『最終処分が終了した旨』、『最終処分を行った場所の所在地』及び『最終処分終了年月日』を1次マニフェストのC1票、E票に転記し、E票を排出事業者に返送する。
【2次マニフェストE票受領後10日以内・1次マニフェスト交付後180日以内】

マニフェストに記載しなければならない事項

★排出事業者

- ①産業廃棄物の種類及び数量
- ②交付年月日及び交付番号
- ③氏名又は名称及び住所
- ④排出事業場の名称及び所在地
- ⑤交付担当者の氏名
- ⑥運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称及び住所
- ⑦運搬先の事業場の名称及び所在地(積替え保管を行う場合は、その場所の所在地)
- ⑧産業廃棄物の荷姿
- ⑨最終処分を行う場所の所在地
- ⑩石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量
- ⑪2次マニフェストの場合、1次マニフェスト交付者の氏名又は名称及び交付番号(電子マニフェストの場合は登録番号)

★収集運搬業者

- ①氏名又は名称
- ②運搬担当者の氏名
- ③運搬を終了した年月日
- ④積替保管の場所において有価物の拾集を行った場合には、拾集量

★処分業者

- ①氏名又は名称
- ②処分担当者の氏名
- ③処分を終了した年月日
- ④最終処分の場合、最終処分を行った場所の所在地

マニフェスト交付時の注意事項

- ★産業廃棄物の種類ごとに交付すること。
(ただし、廃棄物が一体不可分に混合している場合は、内訳となる複数の品目を記載した上で、1枚のマニフェストとして交付することができます。)
- ★産業廃棄物の運搬先ごとに交付すること。
- ★産業廃棄物の種類、数量及び受託者の氏名又は名称がマニフェストの記載と相違ないことを確認の上、交付すること。



マニフェスト保存義務

マニフェストには保存義務があります。

★排出事業者

A票	交付後5年間保存
B2票、D票、E票	返送後5年間保存

★収集運搬業者

C2票 ※	返送後5年間保存
-------	----------

※事業場間移動など、処分を前提としない運搬についてはB1票を保存。

★処分業者

C1票	E票返送後5年間保存
-----	------------

マニフェストに関する報告義務

マニフェスト交付状況報告

マニフェスト交付者は、毎年6月30日までに、排出事業場ごとに前年度1年分(4月1日~3月31日)の交付状況に関する報告書を作成し、その排出事業場を管轄する都道府県知事に提出しなければなりません。

報告書の様式は、栃木県のHPからダウンロードできます。

▽栃木県ホームページ > くらし・環境 > 廃棄物 > 廃棄物対策 > 産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付状況報告書について
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/manifesutohoukusho.html>

措置内容等報告

マニフェスト交付者は、マニフェスト交付日から90日以内(特別管理産業廃棄物の場合は60日以内)に収集運搬終了後の写し(B2票)及び中間処理終了後の写し(D票)が、180日以内に最終処分終了後の写し(E票)が返送されないときは、生活環境の保全上必要な措置を講ずるとともに、その措置内容等に係る報告書を都道府県知事に提出しなければなりません。

電子マニフェストについて

電子マニフェストの導入には次のようなメリットがあります。

事務の効率化

- パソコンや携帯電話から簡単に登録できます。
- マニフェストの保存が不要になります。

法令遵守の徹底

- マニフェストの誤記・記載漏れを防止できます。
- 処理終了確認期限が自動的に通知されます。

データの透明性

- マニフェストの偽造を防止できます。
- マニフェスト情報を第3者の情報処理センターが管理・保存します。

交付状況報告不要

- 電子マニフェスト分は情報処理センターが報告するため、排出事業者による報告が不要になります。

電子マニフェストとは、紙のマニフェストに替えて、インターネットを利用して産業廃棄物の情報や処理状況等を登録できる制度です。

事務の効率化など多くのメリットがありますので、是非導入をご検討ください。



電子マニフェストに関するお問い合わせ・お申込みについては、
公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター
までお願いします。
(TEL) 0800-800-9023 又は 03-5275-7023
(HP) <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

★お問い合わせ先

名 称	住 所・電話番号	所 管 区 域
県西環境森林事務所 環境部 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川51-9 TEL:0288-23-1000	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境部 環境対策課	〒321-4325 真岡市田町1568 TEL:0285-81-9002	真岡市、上三川町、益子町、 茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境部 環境対策課	〒324-0056 大田原市中央1-9-9 TEL:0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境部 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町607 TEL:0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1 TEL:0285-22-4309	栃木市、小山市、下野市、 壬生町、野木町
廃棄物対策課 産業廃棄物対策室	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 TEL:028-623-3154	

※宇都宮市内の産業廃棄物に関するお問い合わせについては、宇都宮市廃棄物対策課(028-632-2929)
までお願いします。